

「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」の一部改正

令和6年10月31日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、正会員及び電子募集会員が行う<u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等</u>に関する社内体制の整備、審査、<u>情報提供</u>などについて遵守すべき事項等を定めることにより、業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子募集取扱業務…金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の2第1項第6号に規定する電子募集取扱業務をいい、金商法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に限り、金融商品取引法施行令(以下「施行令」という。)第15条の4の2第<u>1</u>項各号に規定されるものを除く。)を対象とするものに限る。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、正会員及び電子募集会員が行う<u>電子申込型電子募集取扱業務等</u>について、ホームページ等による表示、取引、<u>業務管理体制の整備、募集又は私募の取扱い</u>に関する社内体制の整備、審査、<u>情報開示、内部管理体制、顧客管理体制</u>などについて遵守すべき事項等を定めることにより、業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子募集取扱業務…金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の2第1項第6号に規定する電子募集取扱業務をいい、金商法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に限り、金融商品取引法施行令(以下「施行令」という。)第15条の4の2各号に規定されるものを除く。)を対象とするものに限る。</p> <p>(2) 電子申込型電子募集取扱業務…電子募集取扱業務のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」</p>

新	旧
<p>(3) 第二種少額電子募集取扱業務…金商法第29条の4の3第3項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>発行者…金商法第2条第5項に定める発行者(同条第2項各号に掲げる権利に係る者に限る。)</u>をいう。</p> <p>(7) <u>みなし有価証券の持分に係る契約…顧客と発行者との間で締結されるみなし有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利をいう。以下同じ。)</u>の持分等に関する契約をいう。</p> <p>(8) 募集・私募の取扱い契約…<u>第20条</u>に規定する募集又は私募の取扱いに関する契約をいう。 (削 る)</p>	<p>という。)第70条の2第3項第1号及び第2号に掲げる方法により顧客に有価証券の取得の申込みをさせる業務をいう。</p> <p>(3) 第二種少額電子募集取扱業務…金商法第29条の4の3第4項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。</p> <p>(4) 電子申込型電子募集取扱業務等…電子申込型電子募集取扱業務及び当該業務において取り扱う有価証券に係る金商法第2条第8項第9号に掲げる行為(電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。)並びに電子募集会員による第二種少額電子募集取扱業務をいう。</p> <p>(5) 募集又は私募の取扱い…金商法第2条第8項第9号に規定する募集又は私募の取扱いをいう。</p> <p>(6) <u>事業者…金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産を充てて行われる出資対象事業(施行令第15条の4の2第7号に規定する出資対象事業を除く。以下同じ。)</u>を行う者をいう。</p> <p>(7) <u>出資対象事業の持分に係る契約…金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に出資する顧客と事業者との間で締結される当該みなし有価証券の持分等に関する契約(組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約等をいう。)</u>をいう。</p> <p>(8) 募集・私募の取扱い契約…<u>第32条第1項第1号</u>に規定する募集又は私募の取扱いに関する契約をいう。</p> <p>(9) <u>業務委託等の契約…第32条第1項第2号</u>に規定する募集又は私募の取扱いの対象となる有価証券に係る出資対象事業</p>

新	旧
<p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) <u>電子メール等…ホームページの方法による金商法第2条第8項第7号から第9号に掲げる行為を行う場合において、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電子通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文その他の情報を送信する方法（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）をいう。</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) <u>電子募集業務…金商法第29条の2第1項第6号に規定する電子募集業務をい</u> <u>い、金商法第3条各号に掲げる有価証券</u> <u>又は金融商品取引所に上場されていない</u> <u>有価証券（金商法第2条第2項の規定に</u> <u>より有価証券とみなされる同項各号に掲</u> <u>げる権利に限り、施行令第15条の4の2</u> <u>各号に規定されるものを除く。）を対象と</u> <u>するものに限る。</u></p> <p>(13) <u>電子申込型電子募集業務…電子募集業</u> <u>務のうち、金商業等府令第70条の2第3</u> <u>項第1号及び第2号に掲げる方法により</u> <u>顧客に有価証券の取得の申込みをさせる</u> <u>業務をいう。</u></p> <p>(14) <u>電子申込型電子募集業務等…金商業等</u> <u>府令第70条の2第3項に定める電子申</u> <u>込型電子募集業務等をいう。</u></p> <p>(15) <u>募集又は私募…金商法第2条第8項第</u> <u>7号に規定する募集又は私募をいう。</u></p>	<p><u>に関する業務委託等に関する契約をい</u> <u>う。</u></p> <p>(10) ホームページ…金融商品取引業者等 の使用に係る電子計算機に備えられたフ ァイルに記録された情報の内容を電気通 信回線を通じて相手方の閲覧に供する方 法をいう。</p> <p>(11) 電子メール等…ホームページの方法 による<u>募集又は私募の取扱い</u>を行う場合 において、金融商品取引業者等の使用に 係る電子計算機と相手方の使用に係る電 子計算機とを接続する電子通信回線を通 じて又はこれに類する方法により通信文 その他の情報を送信する方法（音声の送 受信による通話を伴う場合を除く。）を いう。</p> <p>(12) ホームページ等…ホームページ及び電 子メール等をいう。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(16) <u>貸付事業等権利…金商法第 29 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する貸付事業等権利をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(17) <u>特定投資家…金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第 34 条の 3 第 4 項 (金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(適切な情報提供)</p> <p>第 3 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客 (細則で定める者を除く。次項において同じ。)</u>が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報を、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて<u>分かりやすく提供しなければならぬ。</u></p>	<p>(適切な情報開示)</p> <p>第 3 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、<u>投資者が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報を、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示し、その情報の周知に努めなければならない。</u></p>
<p>2 <u>前項において、正会員は、主として金銭の貸付けを出資対象事業とする金商法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利 (以下「貸付型ファンド」という。) について、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合、顧客が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報として、細則に定める情報を提供しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(申込期間中の閲覧)</p> <p>第 4 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、これらの業務に関する申込期間中は、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおいて、当該募集</u></p>	<p>(募集又は私募の取扱いの期間中の閲覧)</p> <p>第 4 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、<u>募集又は私募の取扱いに関する申込期間中は、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおいて、当該募集又は私募の取扱いの内</u></p>

新	旧
<p>に係る内容を投資者が閲覧できる状態におかなければならない。</p> <p>(ホームページにおける情報提供)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項の事項と同等のものとみなして、同条の規定を遵守するものとする。</p> <p>(1) <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>として行う旨 (削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(2) <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>において取り扱う有価証券に関して、金融商品取引法上の開示は義務付けられていない旨</p> <p>(3) <u>発行者が作成する第 24 条第 1 項第 5 号又は第 6 号 (第 5 号に定める書面を作成しない場合に限る。)</u>に掲げる書面について、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けていない場合にはその旨</p> <p>(4) (現行どおり)</p>	<p>容を投資者が閲覧できる状態におかなければならない。</p> <p>(電子募集取扱業務についての情報提供)</p> <p>第 5 条 正会員及び電子募集会員は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 の規定を遵守するものとする。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項の事項と同等のものとみなして、同条の規定を遵守するものとする。</p> <p>① <u>電子申込型電子募集取扱業務等</u>として行う旨</p> <p>② <u>電子申込型電子募集取扱業務</u>において取り扱う有価証券について金商法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為 (電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。)を自ら行う場合にはその旨</p> <p>③ <u>電子申込型電子募集取扱業務</u>において取り扱う有価証券について第 18 条の規定に基づき他の金融商品取引業者又は登録金融機関に募集又は私募の取扱いを委託する場合にはその旨</p> <p>④ 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に関して、金融商品取引法上の開示は義務付けられていない旨</p> <p>⑤ 事業者が作成する第 36 条第 1 項及び第 2 項に掲げる書類について、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けていない場合にはその旨</p> <p>⑥ 分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当することがある場合にはその旨</p>

新	旧
<p>(5) <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、取引の参考となる気配及び相場が存在しない場合又はその換金性が著しく乏しい場合にはその旨</u> (削 る)</p>	<p>⑦ <u>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、その換金性が著しく乏しい場合などの場合にはその旨</u></p>
<p>(6) <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、当該有価証券の売買を行ったとしても、その権利の移転が発行者に認められない可能性がある場合にはその旨</u></p>	<p>⑧ <u>出資対象事業の終了までの間、出資対象事業の持分に係る契約の中途での解約が禁止又は制限されている場合には、その旨及びその制限の内容</u></p> <p>⑨ <u>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、当該有価証券の売買を行ったとしても、その権利の移転が事業者に認められない可能性がある場合にはその旨</u></p>
<p>(7) <u>顧客が取得する有価証券の価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあること。</u> (削 る)</p>	<p>⑩ <u>顧客が取得する有価証券の価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあること</u></p>
<p>(8) (現行どおり)</p>	<p>⑪ <u>正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、電話又は訪問の方法により回答することができないこと。</u></p>
<p>(9) <u>顧客が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に関して正会員及び電子募集会員に照会する場合の連絡方法</u></p>	<p>⑫ <u>電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第6条の2各号に規定する方法以外の方法で回答することができない旨</u></p>
<p>(10) <u>第21条第2項の規定により、正会員及び電子募集会員が発行者に応募代金（金商業等府令第70条の2第2項第4号に定める応募代金をいう。以下同じ。）を払い込む</u></p>	<p>⑬ <u>顧客が電子申込型電子募集取扱業務等に関して正会員又は電子募集会員に照会する場合の連絡方法</u></p>
<p>(10) <u>第21条第2項の規定により、正会員及び電子募集会員が発行者に応募代金（金商業等府令第70条の2第2項第4号に定める応募代金をいう。以下同じ。）を払い込む</u></p>	<p>⑭ <u>第33条第2項の規定により、正会員及び電子募集会員が事業者に募集申込金を支払う場合にはその旨</u></p>

新	旧
<p>場合にはその旨</p> <p>(11) <u>第 24 条第 5 項に基づく顧客への定期的な情報の提供方法</u></p> <p>(12) <u>発行者と正会員及び電子募集会員との間で利害関係が認められる場合にはその内容</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削 る)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 る)</p> <p>(13) <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に投資するに当たってのリスク</u></p> <p>(14) <u>電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務を行うに当たり、顧客が取得する有価証券の個別払込額は、施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。</u></p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員は、前項第 2 号から第 7 号まで、第 10 号及び第 13 号に掲げる事項については、金商業等府令第 146 条の 2 第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(<u>契約締結前の情報提供</u>)</p> <p>第 6 条 <u>正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において、金商法第 37 条の 3 第 1 項に定める情報の提供を行うに当たっては、前条第 2 項各号に掲げる事項（該当する事項に限る。この条において同じ。）を含めて提供しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p>	<p>⑮ <u>正会員及び電子募集会員は、事業者の作成する第 36 条第 1 項及び第 2 項に掲げる書類について、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等の顧客専用画面において顧客に提供を行う旨</u></p> <p>⑯ <u>事業者と正会員及び電子募集会員との間で利害関係が認められる場合にはその内容</u></p> <p>⑰ <u>第 20 条の適用がある場合にはその旨</u></p> <p>⑱ <u>第 35 条に基づく出資対象事業の持分に係る契約の申込みの撤回又は契約の解除の方法及びその場合の返金方法</u></p> <p>⑲ <u>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に投資するに当たってのリスク</u></p> <p>⑳ <u>電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務を行うに当たり、顧客が取得する有価証券の個別払込額は、施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること</u></p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員は、前項第 4 号から第 10 号まで、第 14 号及び第 19 号に掲げる事項については、金商業等府令第 146 条の 2 第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(<u>契約締結前交付書面の交付</u>)</p> <p>第 6 条 <u>正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、契約締結前交付書面を交付するに当たっては、前条第 2 項各号に掲げる事項（該当する事項に限る。この条において同じ。）を含めて記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、前条第 3 項に掲げる事項については、金商業等府令第 79 条第 2</u></p>

新	旧
<p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(訪問又は電話の禁止等)</p> <p>第 7 条 正会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第 2 条第 8 項第 7 号から第 9 号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員は、前 2 項を遵守するため、必要な業務管理態勢を整備しなければならない。</u></p> <p>(削 る)</p>	<p>項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>標識の掲示</u>)</p> <p><u>第 7 条 正会員及び電子募集会員は、金商法第 36 条の 2 第 1 項の規定により同項の標識に表示されるべき事項を当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおいて表示しなければならない。</u></p> <p>(<u>広告等規則の遵守</u>)</p> <p><u>第 8 条 正会員及び電子募集会員は、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の規定を遵守して、電子申込型電子募集取扱業務等を行わなければならない。</u></p> <p>(訪問又は電話の禁止等)</p> <p>第 9 条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務以外の方法で募集の取扱い又は私募の取扱いを行ってはならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>正会員又は電子募集会員の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限</u>)</p> <p>第 10 条 正会員及び電子募集会員は、当該正会員及び電子募集会員の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行ってはならない。</p>

新	旧
<p>(削 る)</p>	<p><u>(顧客の適合性)</u> <u>第 11 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業姿勢に徹しなければならない。</u> <u>2 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的等に照らして、適切にその業務を行わなければならない。</u></p>
<p>(削 る)</p>	<p><u>(取引開始基準)</u> <u>第 12 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客の取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で金融商品取引契約の締結をしなければならない。</u></p>
<p>(削 る)</p>	<p><u>(自己責任原則の徹底の表示)</u> <u>第 13 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客に対して、顧客自身の判断と責任において金融商品取引を行うべきものであることを、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示しなければならない。</u></p>
<p>(第二種少額電子募集取扱業務における募集金額等の上限) 第 8 条 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第 16 条の 2 第 1 項に規定する算定方法による一の発行者の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券の発行価額の総額を、1 億円未満としなければならない。</p>	<p>(第二種少額電子募集取扱業務における募集金額等の上限) 第 14 条 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第 16 条の 3 第 1 項に規定する算定方法による一の事業者の募集又は私募に係るみなし有価証券の発行価額の総額を、1 億円未満としなければならない。</p>

新	旧
<p>2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、<u>金商業等府令第16条の2第2項</u>に規定する算定方法による一の<u>発行者</u>の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券に対する1顧客（<u>特定投資家を除く。</u>）当たりの個別払込額を、50万円以下としなければならない。</p> <p>3 電子募集会員は、前2項の規定を遵守するため、当該一の<u>発行者</u>への事前確認を行うこと等の必要かつ適切な措置を取るために、社内体制を整備しなければならない。</p> <p>（中途での解約の禁止又は制限についての表示）</p> <p>第9条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>に関して、<u>応募代金を充てて行う事業その他運用行為（信託財産の運用を含む。以下「事業等」という。）</u>の性質上、又は<u>みなし有価証券</u>の持分に係る契約により、その<u>事業等</u>の終了までの間、中途での解約が禁止又は制限されている場合には、その旨及びその制限の内容を当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示しなければならない。</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p>2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、<u>金商業等府令第16条の3第2項</u>に規定する算定方法による一の<u>事業者</u>の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券に対する1顧客当たりの個別払込額を、50万円以下としなければならない。</p> <p>3 電子募集会員は、前2項の規定を遵守するため、当該一の<u>事業者</u>への事前確認を行うこと等の必要かつ適切な措置を取るために、社内体制を整備しなければならない。</p> <p>（中途での解約の禁止又は制限についての表示）</p> <p>第15条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、<u>出資対象事業の性質上、又は出資対象事業の持分に係る契約により、その事業</u>の終了までの間、中途での解約が禁止又は制限されている場合には、その旨を当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示しなければならない。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第16条 <u>正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に係る金商法第2条第8項第9号に掲げる行為において、投資勧誘を行う際には、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げること。</u></p> <p>(2) <u>顧客に対して特別の利益を提供することを約束すること。</u></p> <p>(3) <u>顧客に対して損失の全部又は一部の負</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(他の正会員等への募集又は私募の取扱いの委託)</p> <p>第 10 条 正会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>において取り扱う有価証券について、他の金融商品取引業者又は登録金融機関に募集又は私募の取扱いを委託する場合には、当該正会員は、当該他の金融商品取引業者又は登録金融機関が本協会の正会員であるか又は本協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を遵守するための体制を整備している者であることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p>	<p><u>担又は利益の全部又は一部の追加を約束すること。</u></p> <p>(4) <u>顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。</u></p> <p>(5) <u>顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。</u></p> <p>(6) <u>偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。</u></p> <p>(7) <u>契約又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をすること。</u></p> <p><u>(名義貸しの禁止)</u></p> <p>第 17 条 <u>正会員及び電子募集会員が行う電子申込型電子募集取扱業務等において、当該正会員及び電子募集会員は、自己の名義をもって、他人に電子申込型電子募集取扱業務等を行わせてはならない。</u></p> <p>(<u>電子申込型電子募集取扱業務等の他の正会員等への募集又は私募の取扱いの委託</u>)</p> <p>第 18 条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、他の金融商品取引業者又は登録金融機関に募集又は私募の取扱いを委託する場合には、当該正会員は、当該他の金融商品取引業者又は登録金融機関が本協会の正会員であるか又は本協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を遵守するための体制を整備している者であることを確認しなければならない。</p> <p>2 正会員は、前項の募集又は私募の取扱いの</p>

新	旧
<p>3 前項の契約書には、<u>以下の事項について規定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関が、正会員の委託を受けて募集又は私募の取扱いを行うことを顧客に説明しなければならない旨</u></p> <p>(2) <u>委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関が実施する募集又は私募の取扱いに係る審査に関する必要な事項</u></p> <p>(3) <u>第 24 条に定める発行者からの情報に関する委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関に対する情報提供に関する必要な事項</u></p> <p>(正会員及び電子募集会員の役職員等による購入条件及びその開示)</p> <p>第 11 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>において、自社の役職員等が当該正会員及び電子募集会員が<u>これらの業務</u>を行う有価証券を購入する場合の購入条件について、顧客と比べて有利としないようにしなければならない。</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(特定のみなし有価証券を推奨するためのホームページ等での手数料等の表示)</p> <p>第 12 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>において、<u>これらの業務</u>により取</p>	<p>委託を行う場合には、委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関との間で、別に募集又は私募の取扱いに関する契約を締結しなければならない。</p> <p>3 前項の契約書には、<u>委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関が、正会員の委託を受けて募集又は私募の取扱いを行うことを顧客に説明しなければならない旨が規定されるものとする。</u></p> <p>(正会員及び電子募集会員の役職員等による購入条件及びその開示)</p> <p>第 19 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、自社の役職員等が当該正会員及び電子募集会員が<u>募集又は私募の取扱い</u>を行う有価証券を購入する場合の購入条件について、顧客と比べて有利としないようにしなければならない。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の購入条件について、ホームページ等で表示を行うこととする。</p> <p>(特定のみなし有価証券を推奨するための<u>募集又は私募の取扱い</u>のホームページ等での手数料等の表示)</p> <p>第 20 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、<u>募集又は私募の取扱いの申込期間</u>の終了（申込期間が</p>

新	旧
<p><u>り扱う有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（以下「申込期間」という。）の終了（申込期間が延長された場合には延長後の申込期間の終了）までの間、<u>発行者との申し合わせにより、特定のみなし有価証券の購入を推奨し、その購入申込の促進等を目的としてホームページ等での表示を行い、かつ、当該発行者より当該表示に伴う追加の手数料等を徴求することとした場合には、その内容をホームページ等で表示するものとする。</u></u></p>	<p>延長された場合には延長後の申込期間の終了）までの間、<u>事業者との申し合わせにより、特定のみなし有価証券の購入を推奨しその購入申込の促進等を目的としてホームページ等での表示を行い、かつ、当該事業者より当該表示に伴う追加の手数料等を徴求することとした場合には、その内容をホームページ等で表示するものとする。</u></p>
<p>（ 削 る ）</p>	<p>第5章 <u>反社会的勢力排除</u></p>
<p>（ 削 る ）</p>	<p><u>（反社会的勢力排除のための契約内容）</u></p>
<p>（ 削 る ）</p>	<p>第 21 条 <u>正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業者が反社会的勢力（「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」第2条に規定する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）ではない旨の確約をすること。</u></p> <p>(2) <u>前号の確約が虚偽であると認められたときは、正会員及び電子募集会員の申出により、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約が解除されること。</u></p> <p>(3) <u>事業者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、正会員及び電子募集会員の申出により、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約が解除されること。</u></p>
<p>（ 削 る ）</p>	<p><u>（反社会的勢力の排除）</u></p> <p>第 22 条 <u>正会員及び電子募集会員は、事業者が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、募集・私募の取扱い契約及び業務</u></p>

新	旧
<p>第5章 募集等に関する体制整備</p> <p>(審査の独立性の確保)</p> <p>第13条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、第18条に規定する審査を行うため、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) 審査業務を遂行する担当者(以下「審査担当者」という。)は、<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを推進する業務(営業業務)に携わらないこと。</u></p> <p>(3) 審査部門を担当する責任者は、<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを推進する部門(営業部門)を担当する責任者とならないこと。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1) 審査担当者は、当該審査案件に係る<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを推進する業務(営業業務)に携わらないこと。</u></p> <p>(2) すべての審査案件について、<u>第二種業内部管理統括責任者に関する規則第2条に規定する第二種業内部管理統括責任者(以</u></p>	<p><u>委託等の契約を締結してはならない。</u></p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約を締結した後に、事業者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約に基づく契約上の行為を行ってはならない。</u></p> <p>第6章 <u>募集又は私募の取扱い</u>に関する体制整備</p> <p>(<u>募集又は私募の取扱いに関する審査の独立性の確保</u>)</p> <p>第23条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、第28条に規定する審査を行うため、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 専門の審査部門を設置すること。</p> <p>(2) 審査業務を遂行する担当者(以下「審査担当者」という。)は、<u>募集又は私募の取扱いを推進する業務(営業業務)に携わらないこと。</u></p> <p>(3) 審査部門を担当する責任者は、<u>募集又は私募の取扱いを推進する部門(営業部門)を担当する責任者とならないこと。</u></p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合は、前項に規定する要件を満たしているものとみなす。</p> <p>(1) 審査担当者は、当該審査案件に係る<u>募集又は私募の取扱いを推進する業務(営業業務)に携わらないこと。</u></p> <p>(2) すべての審査案件について、<u>第38条に規定する電子募集業内部管理統括責任者を含む複数の責任者等から構成される会</u></p>

新	旧
<p>下「<u>第二種業内部管理統括責任者</u>という。)を含む複数の責任者等から構成される会議体により、<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを行うかの判断を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>第二種業内部管理統括責任者</u>が、<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いの判断に係る資料及び情報の重要性について分析及び評価を行い、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを行うかの判断について、その過程の適正性を確認すること。</u></p> <p>(審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)</p> <p>第 14 条 正会員及び電子募集会員は、<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いに関する審査を行うに際しては、審査項目（第 19 条に規定する審査項目をいう。以下同じ。）を社内規則として定めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p> <p>(社内規則等の充実)</p> <p>第 15 条 （ 現行どおり ）</p> <p>(社内記録の作成、保存)</p> <p>第 16 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集</u></p>	<p>議体により、<u>募集又は私募の取扱いを行うかの判断を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>第 38 条に規定する電子募集業内部管理統括責任者</u>が、<u>募集又は私募の取扱いの判断に係る資料及び情報の重要性について分析及び評価を行い、募集又は私募の取扱いを行うかの判断について、その過程の適正性を確認すること。</u></p> <p>(審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)</p> <p>第 24 条 正会員及び電子募集会員は、<u>募集又は私募の取扱いに関する審査を行うに際しては、審査項目（第 29 条に規定する審査項目をいう。以下同じ。）を社内規則として定めなければならない。</u></p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、審査項目について審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、本協会が求める場合には、前 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。</p> <p>(社内規則等の充実)</p> <p>第 25 条 正会員及び電子募集会員は、前条の社内規則及び社内マニュアルについて、適宜、その内容を見直し、充実させるものとする。</p> <p>(社内記録の作成、保存)</p> <p>第 26 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等を行った場合には、</p>

新	旧
<p>取扱業務等を行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募</u>の取扱いに関する審査において収集した資料及び情報（当該<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募</u>の取扱いの判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価に関する記録</p> <p>(2) <u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募</u>の取扱いを行う判断の基となった資料及び情報並びに当該判断の形成過程に係る記録</p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p> <p>（社内規則等の遵守の確認）</p> <p>第 <u>17</u> 条 正会員及び電子募集会員は、第 <u>14</u> 条第 1 項に定める社内規則及び同条第 2 項に定める社内マニュアルの遵守状況について、定期的に<u>検査又は監査</u>を行わなければならない。</p> <p>第 <u>6</u> 章 適切な審査の実施</p> <p>（適切な審査）</p> <p>第 <u>18</u> 条 正会員及び電子募集会員の審査担当者は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>を行うに当たっては、審査項目について、適切に<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募</u>の取扱いに関する審査を行わなければならない。</p>	<p>次の各号に掲げる記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>募集又は私募</u>の取扱いに関する審査において収集した資料及び情報（当該<u>募集又は私募</u>の取扱いの判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価に関する記録</p> <p>(2) <u>募集又は私募</u>の取扱いを行う判断の基となった資料及び情報並びに当該判断の形成過程に係る記録</p> <p>2 前項の場合において、正会員及び電子募集会員は、金商業等府令第 181 条（業務に関する帳簿書類）第 1 項第 5 号イに関する記録について、同条第 3 項の規定による保存期間を遵守するものとする。</p> <p>（社内規則等の遵守の確認）</p> <p>第 <u>27</u> 条 正会員及び電子募集会員は、第 <u>24</u> 条第 1 項に定める社内規則及び同条第 2 項に定める社内マニュアルの遵守状況について、定期的に検査を行わなければならない。</p> <p>第 <u>7</u> 章 <u>適切な募集又は私募の取扱いに関する審査の実施</u></p> <p>（適切な<u>募集又は私募</u>の取扱いに関する審査）</p> <p>第 <u>28</u> 条 正会員及び電子募集会員の審査担当者は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、審査項目について、適切に<u>募集又は私募</u>の取扱いに関する審査を行わなければならない。</p>

新	旧
<p>2 正会員及び電子募集会員の審査担当者は、審査項目について審査するため、<u>発行者</u>に対して確認すべき内容を書面により送付し、その内容を書面により受領するよう努め、必要に応じて、当該<u>発行者</u>との間で面談を行うものとする。</p> <p>(審査項目)</p> <p>第 19 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>において、<u>募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱い</u>を行うに当たっては、次の各号に掲げる有価証券の種類及び当該有価証券に係る<u>事業等</u>の内容に応じて、それぞれの審査項目について適切に審査を行わなければならない。</p> <p>(1) 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に基づく権利等であって、金商法第 2 条第 2 項第 5 号の要件に該当する権利等（外国の法令に基づく権利であって、これらの権利に類するものを含む。<u>以下「ファンド」という。</u>）並びに合名会社若しくは合資会社の社員権及び合同会社の社員権であって、金商法第 2 条第 2 項第 3 号の要件に該当する権利等（外国法人の社員権で、これらの権利の性質を有するものを含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業等の実在性</u> <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり) (現行どおり) ・ <u>事業等の計画及び見通し</u> ・ <u>事業等のリスクに関する検討</u> <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり) ・ <u>発行者と正会員及び電子募集会員との間の利害関係の状況</u> ・ <u>経理の状況</u>（分別管理の状況を含む。） <ul style="list-style-type: none"> (現行どおり) 	<p>2 正会員及び電子募集会員の審査担当者は、審査項目について審査するため、<u>事業者</u>に対して確認すべき内容を書面により送付し、その内容を書面により受領するよう努め、必要に応じて、当該<u>事業者</u>との間で面談を行うものとする。</p> <p>(審査項目)</p> <p>第 29 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、<u>募集又は私募の取扱い</u>を行うに当たっては、次の各号に掲げる有価証券の種類及び当該有価証券に係る<u>出資対象事業</u>の内容に応じて、それぞれの審査項目について適切に審査を行わなければならない。</p> <p>(1) 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に基づく権利等であって、金商法第 2 条第 2 項第 5 号の要件に該当する権利等（外国の法令に基づく権利であって、これらの権利に類するものを含む）並びに合名会社若しくは合資会社の社員権及び合同会社の社員権であって、金商法第 2 条第 2 項第 3 号の要件に該当する権利等（外国法人の社員権で、これらの権利の性質を有するものを含む）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達者としての適格性 ・ 財政状態及び経営成績 ・ <u>事業の計画及び見通し</u> ・ <u>事業</u>のリスクに関する検討 ・ 調達資金の額、その用途 ・ <u>事業者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況</u> ・ 経理の状況（分別管理の状況を含む） ・ 過去 1 年以内にみなし有価証券の発行に

新	旧
<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) 信託の受益権 (外国の者に対する権利で、かかる権利の性質を有するものを含む。以下、第 24 条において同じ。)</p> <p><u>・事業等の実在性 (法令による許認可を受けて信託業を営む者が受託者となる場合を除く。)</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>・<u>事業等のリスクに関する検討</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>・<u>発行者と正会員及び電子募集会員との間の利害関係の状況</u></p> <p>・<u>経理の状況 (分別管理の状況を含む。)</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>・<u>信託財産 (組入予定のものを含む。)</u>と運用方針との適合状況</p> <p>・<u>事業等の収益の見通し</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p>	<p>より資金調達をしていた場合のその後の状況</p> <p>・適切な情報提供を行う体制</p> <p>・その他必要と認める事項</p> <p>(2) 信託の受益権 (外国の者に対する権利で、かかる権利の性質を有するものを含む)</p> <p>(新 設)</p> <p>・資金調達の適格性</p> <p>・<u>事業のリスクに関する検討</u></p> <p>・<u>調達資金の額、その使途</u></p> <p>・<u>事業者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況</u></p> <p>・<u>経理の状況 (分別管理の状況を含む)</u></p> <p>・過去 1 年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況</p> <p>・<u>組入予定資産と投資方針との適合状況</u></p> <p>・<u>組入予定資産の収益の見通し</u></p> <p>・適切な情報提供を行う体制</p> <p>・その他必要と認める事項</p> <p>2 前項各号の審査項目については、細則でその細目を定めるものとする。</p> <p><u>(分別管理の徹底)</u></p> <p><u>第 30 条 正会員及び電子募集会員は、金商法第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号に掲げる権利について、電子申込型電子募集取扱業務等に関して出資され、又は拠出された顧客の金銭 (施行令第 1 条の 3 で定める金銭に類するもの及び金商法第 2 条の 2 の規定により金銭とみなされるものを含む。第 33 条を除き、以下同じ。)</u>が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>第7章 契約の締結</p> <p>(発行者との間の契約の締結)</p> <p>第20条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、あらかじめ、<u>発行者との間で、当該正会員及び電子募集会員に対する第24条第2項に定める情報の提供その他の本規則を遵守するために必要な事項が定められた募集・私募の取扱いに関する契約を締結しなければならない。ただし、正会員及び電子募集会員が発行者と別に締結する業務委託契約その他の契約（以下「別契約」という。）により当該必要な事項が定められている場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>	<p><u>の事業に係る財産と分別して管理されていること、又は管理されていないおそれがないことを確認しなければならない。</u></p> <p><u>(金銭の流用が行われている場合の電子申込型電子募集取扱業務等の禁止)</u></p> <p>第31条 <u>正会員及び電子募集会員は、金商法第2条第2項第5号から第7号に掲げる権利について、電子申込型電子募集取扱業務等に関して出資され、又は拠出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、電子申込型電子募集取扱業務等をしてはならない。</u></p> <p>第8章 契約の締結</p> <p>(事業者との間の契約の締結)</p> <p>第32条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、あらかじめ、<u>事業者との間で、以下の契約を締結しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>募集又は私募の取扱いに関する契約</u></p> <p>(2) <u>募集又は私募の取扱いの対象となる有価証券に係る出資対象事業に関する業務委託等に関する契約</u></p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員は、前項各号の契約を締結するに当たっては、この規則上の必要な規定が盛り込まれていることを確認しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>第8章 募集又は私募の申込み</p> <p>(特定有価証券等管理行為を行う場合の応募代金の管理等)</p> <p>第21条 正会員及び電子募集会員（当該正会員及び電子募集会員の資本金の額又は出資の総額が5,000万円以上であって、特定有価証券等管理行為を行う場合に限る。<u>本条において同じ。</u>）は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、<u>発行者が設定する目標募集額に達するまでの間は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2に規定する方法により、顧客の応募代金を管理するものとする。</u></p> <p>2 前項の目標募集額に達していない場合であっても、<u>みなし有価証券の持分に係る契約により発行者の事業等が開始される（事業等がすでに開始されている場合にあつては、応募代金により当該事業等が継続して行われる場合を含む。）</u>場合には、正会員及び電子募集会員は、<u>当該発行者に応募代金を払い込むこととする。</u></p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、<u>発行者が定める申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合又は目標募集額を超過した場合等の取扱いについては、募集・私募の取扱い契約で定めることとし、当該取扱いについて顧客に誤解を生じさせないよう必要な措置を取らなければならないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p>	<p>第9章 募集又は私募の申込み</p> <p>(募集申込金の管理等)</p> <p>第33条 正会員及び電子募集会員（当該正会員及び電子募集会員の資本金の額又は出資の総額が5,000万円以上であって、特定有価証券等管理行為を行う場合に限る。）は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、<u>事業者が設定する目標募集額に達するまでの間は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2に規定する方法により、顧客の募集申込金その他の出資又は拠出に係る金銭を管理するものとする。</u></p> <p>2 前項の目標募集額に達していない場合であっても、<u>出資対象事業の持分に係る契約により事業者の出資対象事業が開始される（出資対象事業がすでに開始されている場合にあつては、当該出資対象事業に出資又は拠出される金銭により当該事業が継続して行われる場合を含む。）</u>場合には、正会員及び電子募集会員は、<u>当該事業者募集申込金を支払うこととする。</u></p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、<u>事業者が定める申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合又は目標募集額を超過した場合等の取扱いについては、募集・私募の取扱い契約で定めることとし、当該取扱いについて顧客に誤解を生じさせないよう必要な措置を取らなければならないものとする。</u></p> <p>4 正会員及び電子募集会員は、前3項の内容について、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示を行うこととする。</p>

新	旧
<p>(<u>特定有価証券等管理行為を行わない場合の応募代金の取扱い</u>)</p> <p>第 22 条 <u>正会員及び電子募集会員（特定有価証券等管理行為を行わない場合に限る。本条において同じ。）は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、募集・私募の取扱い契約において、当該発行者が設定する目標募集額に達するまでの間は、当該発行者に対して応募代金の払込みを行わないこととするよう定めなければならない。ただし、目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券の持分に係る契約により、発行者の事業等が開始される（事業等がすでに開始されている場合にあつては、応募代金により当該事業等が継続して行われる場合を含む。）場合には、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>正会員は、電子申込型電子募集業務等に関して、顧客とのみなし有価証券の持分に係る契約において、設定する目標募集額に達するまでの間は、応募代金の払込みを行わないこととするよう定めなければならない。ただし、目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券の持分に係る契約により、当該正会員の事業等が開始される（事業等がすでに開始されている場合にあつては、応募代金により当該事業等が継続して行われる場合を含む。）場合には、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前条第 3 項及び第 4 項の規定は、本条の場合に準用する。この場合において、前条第 3 項中「募集・私募の取扱い契約」とあるのは「電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は募集・私募の取扱い契約、電子申込型電子募集業務等を行う正会員はみなし有価証券の持分に係る契約」、同条第 4 項中「前 3 項の内容」とあるのは、「前条第 3 項及び前 2 項の内容」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(<u>募集申込金の管理を行わない場合の募集申込金の取扱い</u>)</p> <p>第 34 条 <u>正会員及び電子募集会員（特定有価証券等管理行為を行わない場合に限る。）は、募集・私募の取扱い契約において、当該事業者が設定する目標募集額に達するまでの間は、顧客は当該事業者に対して募集申込金その他の出資又は拠出に係る金銭の送金を行わないこととするよう定めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員は、前項の内容について、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示を行うこととする。</u></p>

新	旧
<p>(有価証券の取得の申込みの撤回及び契約の解除)</p> <p>第 23 条 正会員及び電子募集会員は、<u>顧客(特定投資家を除く。)</u>が、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>において<u>取扱う有価証券の取得の申込み</u>をした日から起算して8日を経過するまでの間は、当該顧客と<u>発行者</u>との間で締結される、<u>みなし有価証券の持分</u>に係る契約において、当該顧客が<u>当該申込みの撤回又は当該申込みに係る契約の解除</u>ができること及びその場合の<u>返金方法</u>を確認しなければならない。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の場合において、当該顧客がすでに<u>応募代金</u>を払い込んでいる場合の返金方法について、当該顧客と<u>発行者</u>との間で締結される<u>みなし有価証券の持分</u>に係る契約において定められていることを確認しなければならない。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>(募集又は私募の申込みの撤回及び契約の解除)</p> <p>第 35 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集取扱業務等</u>に関して、顧客が<u>募集又は私募の申込み</u>をした日から起算して8日を経過するまでの間は、当該顧客と<u>事業者</u>との間で締結される<u>出資対象事業の持分</u>に係る契約において、当該顧客が<u>当該募集又は私募の申込みの撤回若しくは当該申込みに係る契約の解除</u>ができることを確認しなければならない。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の場合において、当該顧客がすでに<u>募集申込金</u>を払い込んでいる場合の返金方法について、当該顧客と<u>事業者</u>との間で締結される<u>出資対象事業の持分</u>に係る契約において定められていることを確認しなければならない。</p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、前2項の内容について、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示を行うこととする。</p>
<p>第 9 章 顧客への情報提供</p> <p>(<u>みなし有価証券に係る事業等の状況に係る情報提供</u>)</p> <p>第 24 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等</u>を行うにあたっては、<u>発行者が顧客(特定投資家を除く。以下、本条において同じ。)</u>と締結する<u>みなし有価証券(以下、本条において同じ。)</u>の持分に係る契約において、顧客に対し、以下の各号の情報について、<u>対象期間(直前の基準日(情報提供の基準とした日をいう。))の翌日(初めて情報提供を行</u></p>	<p>第 10 章 顧客への情報提供</p> <p>(<u>発行者からの情報提供、閲覧</u>)</p> <p>第 36 条 正会員及び電子募集会員は、<u>業務委託等の契約及び出資対象事業の持分</u>に係る契約において、<u>事業者が出資を行った顧客</u>に対し、以下の各号の情報について、<u>出資対象事業の計算期間の終了毎(当該事業の計算期間が1年を超えるものにあつては少なくとも年に1回とし、これらの契約において分配が行われるとされているときを含むものとす</u></p>

新	旧
<p><u>う場合にあっては、事業等を開始した日）から当該情報提供の基準日までの期間をいう。以下同じ。）毎に適切に情報提供する旨が規定されていることを確認しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>情報提供の対象期間</u></p> <p>(2) <u>基準日時点における事業等の動向（対象期間以前の動向を含む。）</u></p> <p>(3) <u>対象期間中の事業等の経過及び応募代金の使途</u></p> <p>(4) <u>対象期間における分配又は配当金及び償還金に関する次の事項</u> イ) <u>対象期間における分配又は配当金及び償還金の有無</u> ロ) <u>対象期間における分配又は配当金及び償還金の金額</u> ハ) <u>対象期間における一口当たりの分配又は配当金及び償還金の金額</u> （ 削 る ）</p> <p>(5) <u>基準日時点におけるファンド（事業者の貸借対照表及び損益計算書とは別に当該ファンドの貸借対照表及び損益計算書を作成することが困難なものを除く。）若しくは信託の受益権に係る貸借対照表及び損益計算</u></p>	<p><u>ことを確認しなければならない。ただし、1年を超えて分配が行われない旨が業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約に規定されるとともに当該正会員及び電子募集会員のホームページ等を用いて表示され、かつ、その期間中、出資対象事業の進捗が当該ホームページ等を用いて定期的に表示される場合における、これらの契約において分配が行われるとされているときにおける情報提供及び最終の計算期間の終了時の情報提供以外については、この限りではない。</u></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>① <u>計算期間の出資対象事業の概況及び出資金（施行令第1条の3で定める金銭に類するもの及び金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含む。以下同じ。）の使途並びに売上の状況その他のキャッシュ・フローの状況</u></p> <p>② <u>計算期間における分配金及び償還金に関する次の事項</u> イ) <u>計算期間における分配金及び償還金の有無</u> ロ) <u>計算期間における分配金及び償還金の金額</u> ハ) <u>「計算期間における一口当たりの分配金及び償還金の金額</u></p> <p>③ <u>出資対象事業に関する売上に関する帳簿及び入金に関する確認（公認会計士、公認会計士試験に合格した者又は税理士により行われるものに限る。）が行われる旨</u> （ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>書又はこれらの財務情報（貸借対照表及び損益計算書に記載された情報のうち主な経営又は財務指標となるものをいう。以下同じ。）</u>を記載した書面</p>	
<p>(6) <u>発行者（信託の受益権においては受託者をいい、当該信託が管理型信託である場合及び事業者が一のファンドの出資対象事業のみを行う場合を除く。）及び当該発行者からみなし有価証券に係る事業等の全部又は主要な業務の委託を受けた者の直近の決算期における貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報を記載した書面</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p>(7) <u>発行者が作成する第5号又は第6号（第5号の適用を受けない場合に限る。）に規定する貸借対照表及び損益計算書（以下「ファンド等の貸借対照表及び損益計算書」という。）が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p>(8) <u>基準日時点の分別管理の状況（金商法第40条の3の対象となるものに限る。）</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p>(9) <u>対象期間中に事業等に重大な影響を生じる事由が発生した場合は、その旨及びその要因</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p>2 <u>電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱い契約（第20条ただし書きにおいては、別契約。以下同じ。）において、発行者が当該正会員及び電子募集会員に対し、前項各号の情報について、対象期間毎に適切に情報提供する旨が規定されていることを確認しなければならない。ただし、顧客が特定投資家に限定される場合は、この限りでない。</u></p>	<p>2 <u>正会員及び電子募集会員は、次項に掲げる事由に該当する場合には、業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約において、事業者が出資を行った顧客に対し、以下の各号の情報について、出資対象事業の計算期間の終了毎（当該事業の計算期間が1年を超えるものにあつては少なくとも年に1回とする。）に適切に提供する旨が規定されていることを確認しなければならない。</u></p> <p>① <u>前項各号に掲げる情報</u></p> <p>② <u>計算期間の末日における出資金の額及び一口当たりの出資金の額</u></p> <p>③ <u>事業者の貸借対照表及び損益計算書又は</u></p>

新	旧
<p>3 <u>対象期間は、1年を超えてはならない。</u></p> <p>4 <u>正会員及び電子募集会員は、第1項のみなし有価証券の発行価額の総額が5億円以上である場合（細則に定める場合を除く。）には、みなし有価証券の持分に係る契約及び募集・私募の取扱い契約において、発行者は、ファンデ等の貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人の外部監査を受ける旨が規定されていることを確認しなければならない。</u></p> <p>5 <u>正会員及び電子募集会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおける顧客専用画面において顧客の閲覧に供する方法、電子メールによる送付その他の方法により当該情報を提供するものとする。</u></p> <p>(1) <u>電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員が発行者から第1項各号の情報提供を受けた場合</u></p>	<p>これに代わる書類</p> <p>④ <u>前号に規定する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し</u></p> <p>⑤ <u>第3号に規定する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けたものでない場合には、その旨</u></p> <p>3 <u>前項本文に規定する事由とは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</u></p> <p>① <u>金商業等府令第16条の3第1項に規定する算定方法による一の事業者の募集又は私募に係るみなし有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合。</u></p> <p>② <u>金商業等府令第16条の3第2項に規定する算定方法による一の事業者の募集又は私募に係るみなし有価証券に対する1顧客当たりの個別払込額が500万円以上となる場合。</u></p> <p>4 <u>正会員及び電子募集会員は、前項第1号の発行価額の総額が5億円以上又は前項第2号の1顧客当たりの個別払込額が500万円以上のいずれかに該当する場合には、業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約において、事業者は、第2項第3号に規定する書類について、公認会計士又は監査法人の外部監査を受ける旨が規定されていることを確認しなければならない。</u></p> <p>5 <u>正会員及び電子募集会員は、業務委託等の契約に基づき、事業者に対して前4項の情報の提供を求め、業務委託等の契約の期間中、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおける顧客専用画面において顧客の閲覧に供するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>(2) <u>電子申込型電子募集業務等を行う正会員において、第1項各号の情報提供を行う場合</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(モニタリング等)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第25条 電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱い契約に基づき前条第1項の情報の提供を受けたときは、遅滞なく、当該情報に基づく発行者の事業等の状況並びに発行者による顧客の応募代金及び運用財産（金銭に限る。以下同じ。）の分別管理の状況（第3項及び第4項において「事業等の状況等」という。）について、確認を行わなければならない。</u></p>	
<p><u>2 発行者から正会員及び電子募集会員に提供を受けたファンド等の貸借対照表及び損益計算書が、公認会計士又は監査法人から監査を受け、監査報告書の提出を受けたものであることを当該正会員が確認したときは、前項の規定は適用しない。</u></p>	
<p><u>3 電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、次の各号に該当するときは、速やかに、発行者に対し調査を行い、又は改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 発行者が募集・私募の取扱い契約に基づき前条第1項に定める情報を提供しないとき。</u></p>	
<p><u>(2) 第1項の確認の結果、事業等の状況等に不正又はその疑いが認められたとき。</u></p>	
<p><u>(3) その他正会員及び電子募集会員が事業等の状況等に不正又はその疑いを知ったとき。</u></p>	
<p><u>4 電子申込型電子募集業務等を行う正会員は、事業等の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通</u></p>	

新	旧
<p><u>知しなければならない。</u></p> <p><u>5 本条の規定は、細則に定める場合に適用しない。</u></p> <p>(削 る)</p>	<p><u>(情報の転載禁止)</u></p> <p><u>第 37 条 正会員及び電子募集会員は、出資対象事業の持分に係る契約に基づいて、顧客は顧客専用画面で提供される出資対象事業に関する情報について、事業者の許可なく転載等を行ってはならない旨の周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>第 11 章 削除</u></p> <p><u>第 38 条から第 44 条まで 削除</u></p> <p><u>第 12 章 顧客管理等</u></p> <p><u>(顧客管理記録及び確認記録等)</u></p> <p><u>第 45 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客の商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況、金融商品取引契約を締結する目的その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存をしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の正会員及び電子募集会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 正会員及び電子募集会員は、顧客管理記録、確認記録及び取引記録作成のために収集</u></p>

新	旧
<p>第 10 章 報告</p> <p>(本協会への報告等)</p> <p>第 26 条 <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、本協会にこれらの業務に関する取扱状況の報告を行うものとする。ただし、これらの業務の対象となる有価証券が、貸付事業等権利である場合には、この限りでない。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 11 章 システム整備</p> <p>(ホームページ等のシステム管理)</p> <p>第 27 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の円滑かつ適正な運営を図るため、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等その他当該電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において用いるシステムの十分な管理を行わなければならない。</u></p> <p>第 12 章 社内規則等</p> <p>(社内規則の整備)</p> <p>第 28 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、社内管理体制に関する社内</u></p>	<p><u>した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩してはならない。</u></p> <p>第 13 章 報告</p> <p>(募集等の取扱いの報告)</p> <p>第 46 条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集取扱業務等を行った場合には、本協会に報告を行うものとする。</u></p> <p>2 本協会は、前項の報告内容を取りまとめ、その概要を公表することとする。</p> <p>3 前各項に掲げる事項の具体的内容は、細則に定めることとする。</p> <p>第 14 章 システム整備</p> <p>(ホームページ等のシステム管理)</p> <p>第 47 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等の円滑かつ適正な運営を図るため、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等その他当該電子申込型電子募集取扱業務等において用いるシステムの十分な管理を行わなければならない。</p> <p>第 15 章 社内規則等</p> <p>(社内規則の整備)</p> <p>第 48 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集取扱業務等の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、社内管理体制に関する社内規則を制定し、これを役職員</p>

新	旧
<p>規則を制定し、これを役職員に遵守させるものとする。</p> <p>(細則等)</p> <p>第 29 条 この規則のほか、<u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等</u>に関して必要な事項は、細則及び「<u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関するガイドライン</u>」に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行し、同日以後に正会員が開始した電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等から適用する。</p> <p>2 この改正の施行の際、現に電子申込型電子募集取扱業務等（貸付型ファンドに係るものを除く。次項において同じ。）を行っている正会員及び電子募集会員は、改正後の第 5 条第 2 項及び第 24 条の規定の適用については、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 この改正の施行の際、現に電子申込型電子募集取扱業務等を行っている正会員及び電子募集会員は、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間は、改正後の第 25 条の規定は、適用しない。</p> <p>4 この改正は、施行の日以後に正会員が行う電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等（貸付型ファンドに係るものに限る。）について適用する。ただし、施行日から 6 月を経過する日までの間（当該正会員が当該期間内に金商法第 31 条第 4 項に</p>	<p>に遵守させるものとする。</p> <p>(細則等)</p> <p>第 49 条 この規則のほか、電子申込型電子募集取扱業務等に関して必要な事項は、細則及び「電子申込型電子募集取扱業務等に関するガイドライン」に定めるところによるものとする。</p>

新	旧
<p>規定する電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間は、この限りでない。</p> <p>5 改正後の第26条は、令和7年4月1日以降に生じる報告より適用する。</p>	

「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則の一部改正

令和6年10月31日

(下線部分変更)

新	旧
<p>「<u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則</u>」に関する細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、<u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則</u> (以下「規則」という。) の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(<u>情報提供に係る対象除外顧客</u>)</p> <p>第2条 <u>規則第3条第1項に規定する細則で定める者は、別表1に掲げる者とする。</u></p> <p>(<u>貸付型ファンドに係る情報提供</u>)</p> <p>第3条 <u>規則第3条第2項に規定する細則に定める情報は、別表2に定める項目の区分に応じ、同表に定める情報とする。</u></p> <p>2 <u>正会員が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う主として金銭の貸付けを出資対象事業とする金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利(以下「貸付型ファンド」という。)において、別表3に定める項目に該当する場合には、その区分に応じ、同表に定める情報を前項の情報に加える。</u></p> <p>(審査項目)</p> <p>第4条 規則第19条に規定する審査項目の細目は、それぞれ、各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限</p>	<p>「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則 (以下「規則」という。) の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(審査項目)</p> <p>第2条 規則第29条に規定する審査項目の細目は、それぞれ、各号に掲げるとおりとする。</p> <p>① 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限</p>

新	旧
<p>責任組合契約及び有限責任事業組合契約に基づく権利等であって、金商法第2条第2項第5号の要件に該当する権利等（外国の法令に基づく権利であって、これらの権利に類するものを含む。<u>以下「ファンド」という。</u>）並びに合名会社若しくは合資会社の社員権及び合同会社の社員権であって、金商法第2条第2項第3号の要件に該当する権利等（外国法人の社員権で、これらの権利の性質を有するものを含む。）</p> <p>イ) <u>事業等の実在性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発行者の実在性</u> ・ <u>事業等に係る業務遂行の実現可能性</u> <p>ロ) <u>資金調達者としての適格性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業等の適法性及び社会性</u> (削 る) ・ <u>発行者（発行者が特別目的会社の場合、当該発行者から事業等の運営を委託された者）の法令遵守やリスク管理等に対する意識</u> (現行どおり) <p>ハ) (現行どおり)</p> <p>ニ) <u>事業等の計画及びその見通し</u> (現行どおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業等を巡る経営、市場環境</u> (現行どおり) <p>ホ) <u>事業等のリスクに関する検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業等のリスクについての分析と評価</u> <p>ヘ) (現行どおり)</p>	<p>責任組合契約及び有限責任事業組合契約に基づく権利等であって、金商法第2条第2項第5号の要件に該当する権利等（外国の法令に基づく権利であって、これらの権利に類するものを含む。）並びに合名会社若しくは合資会社の社員権及び合同会社の社員権であって、金商法第2条第2項第3号の要件に該当する権利等（外国法人の社員権で、これらの権利の性質を有するものを含む。）</p> <p>(新 設)</p> <p>イ) <u>資金調達者としての適格性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業の適法性及び社会性</u> ・ <u>事業者の経営理念</u> ・ <u>経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識</u> ・ <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排除への仕組み及びその運用状況</u> <p>ロ) <u>財政状態及び経営成績</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財政状態及び資金繰りの状況</u> ・ <u>財政状態及び経営成績の変動理由の分析</u> <p>ハ) <u>事業の計画及びその見通し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業計画の策定根拠の妥当性</u> ・ <u>事業を巡る経営環境</u> ・ <u>利益計画とその進捗状況</u> <p>ニ) <u>事業のリスクに関する検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業のリスクについての分析と評価</u> <p>ホ) <u>調達資金の額、その使途</u></p>

新	旧
<p>ト) <u>発行者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況</u> (現行どおり)</p> <p>チ) <u>経理の状況 (分別管理の状況を含む。)</u> (現行どおり)</p> <p>リ) <u>過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況</u> (現行どおり) (現行どおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運用財産の分別管理の適切性</u> <p>ヌ) <u>適切な情報提供を行う体制</u> (現行どおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業等のリスクに関する情報提供の妥当性</u> ・ <u>内部統制の整備及び運用の状況 (外部監査が行われる場合に限る。)</u> <p>ル) <u>その他必要と認める事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>貸付事業等権利に係る事業者と当該事業者が貸付事業等において金銭を貸付け又は貸付債権を取得する相手方との利害関係の状況</u> <p>② <u>信託の受益権 (外国の者に対する権利で、かかる権利の性質を有するものを含む。)</u></p> <p>イ) <u>事業等の実在性 (法令による許認可を受けて信託業を営む者が受託者となる場合を除く。)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>調達する資金の調達額及びその使途の妥当性 (事業計画との整合性)</u> <p>ハ) <u>事業者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況</u> <p>ト) <u>経理の状況 (分別管理の状況を含む)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経理処理の適正性</u> ・ <u>帳簿、伝票などの管理状況、領収書などの原始書類の保存状況</u> ・ <u>会計専門家 (公認会計士、公認会計士試験に合格した者、税理士、監査法人、税理士法人等) からの指摘事項の有無、指摘事項があればその対応状況</u> <p>チ) <u>過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資金調達の額及びその使途の状況</u> ・ <u>事業計画との整合性</u> (新 設) <p>リ) <u>適切な情報提供を行う体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報提供への適応力</u> ・ <u>事業のリスクに関する情報提供の妥当性</u> ・ <u>内部統制の整備及び運用の状況 (外部監査が行われる場合に限る)</u> <p>ヌ) <u>その他必要と認める事項</u> (新 設)</p> <p>② <u>信託の受益権 (外国の者に対する権利で、かかる権利の性質を有するものを含む)</u> (新 設)</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>信託財産（組入予定のものを含む。以下同じ。）の実在性</u> ・ <u>信託財産の運用に係る実現可能性</u> <p>ロ) <u>資金調達の適格性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>信託財産の運用に係る適法性及び社会性</u> <p>・ <u>受託者（管理型信託においては指図権者）の法令遵守やリスク管理等に対する意識</u> （ 現行どおり ）</p> <p>ハ) <u>運用のリスクに関する検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運用のリスクについての分析と評価</u> <p>三) （ 現行どおり ）</p> <p>ホ) <u>発行者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況</u> （ 現行どおり ）</p> <p>△ <u>経理の状況（分別管理の状況を含む。）</u> （ 現行どおり ）</p> <p>ト) <u>過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況</u> （ 現行どおり ） （ 現行どおり ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>信託財産の分別管理の適切性</u> <p>チ) <u>信託財産と運用方針との適合状況</u></p>	<p>イ) <u>資金調達の適格性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資産運用会社及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</u> ・ <u>資産運用会社及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</u> ・ <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> <p>ロ) <u>事業のリスクに関する検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業のリスクについての分析と評価</u> <p>ハ) <u>調達資金の額、その用途</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>調達する資金の調達額及びその用途の妥当性（事業計画との整合性）</u> <p>三) <u>事業者と正会員又は電子募集会員との間の利害関係の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況</u> <p>ホ) <u>経理の状況（分別管理の状況を含む）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経理処理の適正性</u> ・ <u>帳簿、伝票などの管理状況、領収書などの原始書類の保存状況</u> ・ <u>会計専門家（公認会計士、公認会計士試験に合格した者、税理士、監査法人、税理士法人等）からの指摘事項の有無、指摘事項があればその対応状況</u> <p>△) <u>過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資金調達の額及びその用途の状況</u> ・ <u>事業計画との整合性</u> <p>（ 新 設 ）</p> <p>ト) <u>組入予定資産と投資方針との適合状況</u></p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運用方針</u> ・ <u>信託財産の内容</u> (現行どおり) <u>リ) 事業等の収益の見通し</u> (現行どおり) <u>又) 適切な情報提供を行う体制</u> (現行どおり) ・ <u>信託財産、運用のリスク等に関する情報提供の妥当性</u> <u>ル) (現行どおり)</u> <p><u>(発行者からの情報提供等)</u></p> <p><u>第5条 規則第24条第4項に規定する細則に定める場合は、以下の各号に該当する場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 信用格付業者（金商法第2条第36項に定める信用格付業者をいう。）又はその特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定める特定関係法人をいう。）において、投資適格以上の信用格付（同法第2条第34項に規定する信用格付をいう。）を取得した場合</u></p> <p><u>(2) 信託銀行又は信託会社（管理型信託会社を除く。）が受託者となり、信用格付業者又はその特定関係法人において投資適格以上の信用格付を取得したもののみを対象とする運用を行う場合</u></p> <p><u>(モニタリングの適用除外)</u></p> <p><u>第6条 規則第25条第5項に規定する細則に定める場合は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等として取り扱う</u></p>	<p>況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>投資方針</u> ・ <u>組入資産の内容</u> ・ 取得価格及び取得の経緯 <u>チ) 組入予定資産の収益の見通し</u> ・ 財政状態及び経営成績 ・ 利益計画の策定根拠の妥当性 ・ 成長性、安定性 <u>リ) 適切な情報提供を行う体制</u> ・ 情報提供への適応力 ・ <u>物件情報、投資リスク等に関する情報提供の妥当性</u> <u>又) その他必要と認める事項</u> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>有価証券が以下の各号に該当する場合をいう。</p> <p>(1) <u>事業型ファンド（主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第2条の9第1項第1号及び第2号に規定する出資を除く。）以外を出資対象事業とするファンドをいう。）以外である場合</u></p> <p>(2) <u>商品ファンド（出資対象事業が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第5項に定める商品投資契約に基づき行われるもの）である場合</u></p> <p>(3) <u>不動産ファンド（出資対象事業が、不動産特定共同事業法第2条第3項に定める不動産特定共同事業契約に基づき行われるものをいう。）である場合</u></p> <p>(4) <u>前2号と同一の出資対象事業を外国で行う場合であって、外国の法令の規定により当該外国において同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けているものである場合</u></p> <p>(5) <u>別表1に掲げる者のみを顧客とする場合（当該顧客以外への譲渡が禁止されたものに限る。）</u></p> <p>（本協会への報告等）</p> <p>第7条 <u>規則第26条の規定により、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、所定の様式により半期ごとに取りまとめ、本協会に報告しなければならない。</u></p> <p>（ 現行どおり ）</p> <p>付 則</p>	<p>（報告及び公表）</p> <p>第3条 正会員及び電子募集会員は、<u>電子申込型電子募集取扱業務等を行ったときは、所定の様式により四半期ごとに取りまとめ、本協会に報告しなければならない。規則第18条に規定する委託契約に基づき募集又は私募の取扱いを行った正会員についても同様とする。</u></p> <p>2 本協会は、前項の規定により正会員及び電子募集会員から報告を受けた内容を取りまとめ、定期的に公表するものとする。</p>

新	旧		
<p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）附則第1条本文に定める施行の日から施行する。</p> <p>（別表1）第2条及び第6条第5号に掲げる者</p>			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 539 794 595">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 595 794 2031"> <ul style="list-style-type: none"> ① 適格機関投資家 ② 国 ③ 日本銀行 ④ 地方公共団体 ⑤ 金融商品取引業者（①に該当する者を除く。） ⑥ ファンド資産運用等業者等（施行令第17条の12第1項第5号に定める者をいう。） ⑦ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ⑧ 資本金の額が5000万円以上である法人 ⑨ 純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が5000万円以上である法人 ⑩ 特殊法人、独立行政法人 ⑪ 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に定める社団をいう。） ⑫ 企業年金基金であって、投資性金融資産（金商業等府令第62条第2号イからトまでに掲げるものに限る。以下同じ。）の合計額が100億円以上である企業年金基金、同府令第233条の2第4項第2号に規定する存続厚生年金基金、同項第3号に規定する外国の年金基金 ⑬ 外国法人 ⑭ 投資性金融資産1億円以上であると見込まれる個人で、有価証券又はデリバティブ取引の経験が1年を経過している者 ⑮ 投資性金融資産1億円以上の法人及び業務執行組合員等（金商業等府令第233条の2 </td> </tr> </tbody> </table>	内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 適格機関投資家 ② 国 ③ 日本銀行 ④ 地方公共団体 ⑤ 金融商品取引業者（①に該当する者を除く。） ⑥ ファンド資産運用等業者等（施行令第17条の12第1項第5号に定める者をいう。） ⑦ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ⑧ 資本金の額が5000万円以上である法人 ⑨ 純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が5000万円以上である法人 ⑩ 特殊法人、独立行政法人 ⑪ 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に定める社団をいう。） ⑫ 企業年金基金であって、投資性金融資産（金商業等府令第62条第2号イからトまでに掲げるものに限る。以下同じ。）の合計額が100億円以上である企業年金基金、同府令第233条の2第4項第2号に規定する存続厚生年金基金、同項第3号に規定する外国の年金基金 ⑬ 外国法人 ⑭ 投資性金融資産1億円以上であると見込まれる個人で、有価証券又はデリバティブ取引の経験が1年を経過している者 ⑮ 投資性金融資産1億円以上の法人及び業務執行組合員等（金商業等府令第233条の2 	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>
内容			
<ul style="list-style-type: none"> ① 適格機関投資家 ② 国 ③ 日本銀行 ④ 地方公共団体 ⑤ 金融商品取引業者（①に該当する者を除く。） ⑥ ファンド資産運用等業者等（施行令第17条の12第1項第5号に定める者をいう。） ⑦ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ⑧ 資本金の額が5000万円以上である法人 ⑨ 純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が5000万円以上である法人 ⑩ 特殊法人、独立行政法人 ⑪ 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に定める社団をいう。） ⑫ 企業年金基金であって、投資性金融資産（金商業等府令第62条第2号イからトまでに掲げるものに限る。以下同じ。）の合計額が100億円以上である企業年金基金、同府令第233条の2第4項第2号に規定する存続厚生年金基金、同項第3号に規定する外国の年金基金 ⑬ 外国法人 ⑭ 投資性金融資産1億円以上であると見込まれる個人で、有価証券又はデリバティブ取引の経験が1年を経過している者 ⑮ 投資性金融資産1億円以上の法人及び業務執行組合員等（金商業等府令第233条の2 			

新	旧
<p>第3項第2号で定める業務執行組合員等をいう。)として投資性金融資産1億円以上である法人又は個人</p> <p>⑯ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が国若しくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその拠出をされた金額の4分の1以上の金額が国若しくは地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。)とするもの</p> <p>⑰ 金商業等府令第88条第1項に規定する外国出資対象事業持分の発行者(当該権利を有する者が適格機関投資家、出資対象事業持分の発行者、施行令第17条の12第1項第1号から第14号までに掲げる者又は金商業等府令第233条の2第4項第1号から第6号若しくは第8号に掲げる者である場合に限る。)</p> <p>⑱ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の日における総収入金額に占める特定資産(金商業等府令第233条の2第4項第6号ロに規定する特定資産をいう。以下⑲において同じ。)の運用収入の合計額の割合が100分の70以上であると見込まれる会社であって、⑭に定める者のためにその資産を保有し、又は運用するもの</p> <p>⑲ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が100分の75以上であると見込まれる会社であって、⑫、⑮から⑱に定める者のためにその資産を保有し、又は運用するもの</p> <p>⑳ 上記①、⑦、⑬の親会社等(金商業等府令第16条の5の2第1号に定める親会社等を</p>	

新	旧				
<p>いう。以下同じ。)若しくは子会社等(同号に定める子会社等をいう。以下同じ。)又は当該親会社等の子会社</p> <p>②1 発行者又は運営者(発行者から出資対象事業に係る全部又は主要な業務の委託を受けた者をいい、貸付型ファンドにおいては、全部又は主要な貸付先が貸金業法施行令第1条の2第6号イからハまでのいずれかに掲げる会社等であるときは、その者を含む。以下本表において同じ。)</p> <p>②2 発行者又は運営者の役員又は使用人</p> <p>②3 発行者又は運営者の親会社等若しくは子会社等又は当該親会社等の子会社等</p> <p>②4 発行者又は運営者の業務委託先(出資対象事業に係る業務委託先に限る。)</p>					
<p>(別表2)第3条第1項に規定する投資者に提供すべき貸付先等の情報</p>	<p>(新 設)</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 1122 392 1167">項目</th> <th data-bbox="392 1122 790 1167">提供すべき情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 1167 392 2033"> <p>1. 出資対象事業における金銭の貸付けの相手方(以下「貸付先」という。)が決定されている場合(下記3の場合を除く。)</p> </td> <td data-bbox="392 1167 790 2033"> <p>① 貸付先の商号又は名称及び所在地(貸付先が個人の場合はこれらの情報に代えて、個人である旨。貸付先が法人の場合であって、これらの情報を顧客に提供できない場合にはその理由)、業種、事業内容</p> <p>② 貸付条件</p> <p>③ 貸付先の資金使途</p> <p>④ 財務状況(貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。)又は財務情報(総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営又は財務指標をいう。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	提供すべき情報	<p>1. 出資対象事業における金銭の貸付けの相手方(以下「貸付先」という。)が決定されている場合(下記3の場合を除く。)</p>	<p>① 貸付先の商号又は名称及び所在地(貸付先が個人の場合はこれらの情報に代えて、個人である旨。貸付先が法人の場合であって、これらの情報を顧客に提供できない場合にはその理由)、業種、事業内容</p> <p>② 貸付条件</p> <p>③ 貸付先の資金使途</p> <p>④ 財務状況(貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。)又は財務情報(総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営又は財務指標をいう。)</p>	
項目	提供すべき情報				
<p>1. 出資対象事業における金銭の貸付けの相手方(以下「貸付先」という。)が決定されている場合(下記3の場合を除く。)</p>	<p>① 貸付先の商号又は名称及び所在地(貸付先が個人の場合はこれらの情報に代えて、個人である旨。貸付先が法人の場合であって、これらの情報を顧客に提供できない場合にはその理由)、業種、事業内容</p> <p>② 貸付条件</p> <p>③ 貸付先の資金使途</p> <p>④ 財務状況(貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。)又は財務情報(総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営又は財務指標をいう。)</p>				

新		旧
	⑤ 担保情報（担保の有無、担保がある場合には、その種類及び評価額、評価方法）その他の回収可能性に影響を生じる情報 ⑥ 発行者の審査態勢 ⑦ 発行者における貸付債権の管理及び回収に係る方針並びにこれらの態勢 ⑧ 出資対象事業の運用期間中に貸付先を変更する可能性がある場合には、貸付方針及び貸付審査基準に掲げる事項	
2. 貸付先が決定されていない場合	① 貸付方針 ② 貸付審査基準 ③ 発行者の審査態勢 ④ 発行者における貸付債権の管理及び回収に係る方針並びにこれらの態勢	
3. 反復継続して多数の貸付先への貸付けが予定されている場合（一の貸付先にリスクが傾斜しないためのリスク分散措置が講じられているものに限る。）	① 貸付方針 ② 貸付審査基準 ③ 発行者の審査態勢 ④ 発行者における貸付債権の管理及び回収に係る方針並びにこれらの態勢	
（別表3）第3条第2項に規定する一定の事由に該当する場合に投資者に提供すべき情報		（ 新 設 ）
項目	提供すべき情報	
1. 貸付先が発	(1) 貸付先が発行者の関係	

新	旧
<p>行者と利害関係がある場合</p>	
<p>2. 貸付先から再貸付けが予定されている場合</p>	

会社（貸金業法施行令第1条の2に定める他の会社等をいう。以下本表において同じ。）である場合、以下の情報

① 貸付先の代表者の氏名

② 発行者と貸付先の人的又は資本関係

③ 関係会社の財務状況又は財務情報

(2) 貸付先が発行者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいい、貸付先への貸付判断に影響を与え得る者に限る。以下、本表において同じ。）又は当該役員の親族（配偶者及び2親等以内の血族に限る。以下同じ。）が貸付先の役員である場合、当該関係

貸付先の資金調達の目的及び計画、資金使途その他正会員又は電子募集会員が規則第19条に基づく審査により取得した情報に照らして、当該貸付先から金銭の貸付けを受ける特定の者（その者から貸付け（二以上の段階にわたる貸付を含む。）を受ける者を含む。以下「最終貸付先」という。）があらかじめ予定されている場合、以下の情報

新		旧
	<p>① 最終貸付先に係る別表2の1. ①から⑤の情報</p> <p>② 当該貸付先（二以上の段階にわたる貸付が行われる場合には、最終貸付先までに貸付けを受ける者を含む。）を介在させる理由</p> <p>③ 最終貸付先（二以上の段階にわたる貸付が行われる場合には、当該貸付先から最終貸付先までに貸付けを受ける者を含む。）が発行者と上記1の関係がある場合には、同（1）又は（2）の情報</p>	
3. 貸付先が資金調達を図る者のための特別目的会社である場合	<p>貸付先（上記2に該当する場合には最終貸付先）が、出資対象事業の貸付けを通じて特定の者の資金調達を図る目的のために設立された特別目的会社である場合、当該特別目的会社との取引（金銭の貸付けを除く。）を通じて実質的な資金調達を行う者に関する以下の情報</p> <p>① 商号又は名称及び所在地</p> <p>② 取引条件</p> <p>③ 資金使途</p> <p>④ 財務状況又は財務情報</p> <p>⑤ 担保情報その他の回収可能性に影響を生じる情報</p> <p>⑥ 当該貸付先を介在させる理由</p>	
4. 貸付先の資金使途が借換え目的である場合	<p>貸付先の資金使途が、他の貸付債権の返済（以下本項において「借換え」という。）である場合、以下の情報</p> <p>① 当該貸付先の資金調達の</p>	

新		旧
	<p>目的が借換えである旨</p> <p>② 発行者が判断した当該貸付先に対する回収可能性の概要</p>	
<p>5. ファンドによる貸付金の返済に際し、借換えが予定されている場合</p>	<p>貸付先の返済計画、ファンドによる貸付金の返済に際し、他の借り入れによる返済（以下本項において「借換え」という。）が予定される場合、以下の情報</p> <p>① 当該貸付先の返済に際し借換えが想定される旨</p> <p>② 借換えが生じる場合に予定される資金調達方法</p> <p>③ 当該貸付先の借換えが行わなかった場合に返済の遅延又は困難となるおそれがある場合には、その旨</p>	
<p>6. 過去に発行したファンドにおいて、貸付先の返済遅延又は返済不能が生じている場合</p>	<p>発行者が過去5年以内に発行した貸付型ファンドにおいて、貸付先の返済遅延又は返済不能を原因として当該権利の出資者に損失を生じている場合、以下の情報</p> <p>① 当該発行者の過去の貸付型ファンドにおいて、出資者に損失を与える返済遅延又は返済不能が生じた旨及びその状況の概要</p> <p>② 正会員又は電子募集会員において当該発行者の新たな貸付型ファンドの取得勧誘を行うことを適当と判断した理由</p>	

「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和6年10月31日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>正会員及び電子募集会員</u>が行う自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）に関し、顧客に対する投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(投資勧誘の基準)</p> <p>第2条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、自己募集その他の取引等を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業活動に徹しなければならない。</p> <p>2 正会員は、顧客の知識、投資経験、投資目的、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。</p> <p>(通則)</p> <p>第3条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、自己募集その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(取引開始基準)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、正会員が行う<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等</u>（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等から、<u>「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に規定する電子申込型電子募集取扱業務等を除く。</u>以下同じ。）に関し、顧客に対する投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(投資勧誘の基準)</p> <p>第2条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等</u>を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業活動に徹しなければならない。</p> <p>2 正会員は、顧客の知識、投資経験、投資目的・<u>動機</u>、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。</p> <p>(通則)</p> <p>第3条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等</u>に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(取引開始基準)</p>

新	旧
<p>第4条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、自己募集その他の取引等を行うに当たっては、取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で契約の締結をしなければならない。</p> <p>(自己責任原則の徹底)</p> <p>第5条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、自己募集その他の取引等を行うに当たっては、顧客に対し、顧客自身の判断と責任において、金融商品取引を行うべきものであることを理解させなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、自己募集その他の取引等に係る投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) ～ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) 顧客の知識、投資経験、投資目的、資産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。</p> <p>(6) ・ (7) (現行どおり)</p> <p>(暗号資産商品に係る訪問又は電話勧誘の禁止)</p> <p>第6条の2 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定は、「<u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子取扱業務等に関する規則</u>」に規定する<u>電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等</u>として行う行為には、適用しない。</p> <p>(分別管理の徹底)</p> <p>第7条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、金商法第2条第2項第5号から第7号までに掲げる権利に関する自己募集その他の取引等を行うと</p>	<p>第4条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等を行うに当たっては、取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で契約の締結をしなければならない。</p> <p>(自己責任原則の徹底)</p> <p>第5条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等を行うに当たっては、顧客に対し、顧客自身の判断と責任において、金融商品取引を行うべきものであることを理解させなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等に係る投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) 顧客の知識、投資経験、投資目的・<u>動機</u>、資産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。</p> <p>(6) ・ (7) (省略)</p> <p>(暗号資産商品に係る訪問又は電話勧誘の禁止)</p> <p>第6条の2 (省略)</p> <p>2 前項の規定は、「<u>電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則</u>」に規定する電子申込型電子募集取扱業務等として行う行為には、適用しない。</p> <p>(分別管理の徹底)</p> <p>第7条 正会員は、金商法第2条第2項第5号から第7号までに掲げる権利に関する<u>電子申込型以外の自己募集</u>その他の取引等を行うとき</p>

新	旧
<p>きは、当該自己募集その他の取引等に関して出資され、又は拋出された顧客の金銭（金融商品取引法施行令第1条の3で定める金銭に類するもの及び金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含む。以下同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産と分別して管理されていること、又は管理されていないおそれがないことを確認しなければならない。</p>	<p>は、当該<u>電子申込型以外</u>の自己募集その他の取引等に関して出資され、又は拋出された顧客の金銭（金融商品取引法施行令第1条の3で定める金銭に類するもの及び金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含む。以下同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産と分別して管理されていること、又は管理されていないおそれがないことを確認しなければならない。</p>
<p>（金銭の流用が行われている場合の投資勧誘の禁止）</p>	<p>（金銭の流用が行われている場合の投資勧誘の禁止）</p>
<p>第8条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、金商法第2条第2項第5号から第7号までに掲げる権利に関する自己募集その他の取引等を行うときは、当該自己募集その他の取引等に関して出資され、又は拋出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、投資勧誘を行ってはならない。</p>	<p>第8条 正会員は、金商法第2条第2項第5号から第7号までに掲げる権利に関する<u>電子申込型以外</u>の自己募集その他の取引等を行うときは、当該<u>電子申込型以外</u>の自己募集その他の取引等に関して出資され、又は拋出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、投資勧誘を行ってはならない。</p>
<p>（名義貸しの禁止）</p>	<p>（名義貸しの禁止）</p>
<p>第9条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、自己の名義をもって、他人に自己募集その他の取引等を行わせてはならない。</p>	<p>第9条 正会員は、自己の名義をもって、他人に<u>電子申込型以外</u>の自己募集その他の取引等を行わせてはならない。</p>
<p>（顧客カード及び確認記録等）</p>	<p>（顧客管理記録及び確認記録等）</p>
<p>第10条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、自己募集その他の取引等を行う顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した<u>顧客カード</u>の作成及び保存をしなければならない。</p>	<p>第10条 正会員は、<u>電子申込型以外</u>の自己募集その他の取引等を行う顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・<u>動機</u>、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した<u>顧客管理記録</u>の作成及び保存をしなければならない。</p>
<p>2 （ 現 行 ど お り ）</p>	<p>2 （ 省 略 ）</p>
<p>3 正会員は、<u>顧客カード</u>、確認記録及び取引</p>	<p>3 正会員は、<u>顧客管理記録</u>、確認記録及び取引</p>

新	旧
<p>記録作成のために収集した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩してはならない。</p>	<p>引記録作成のために収集した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩してはならない。</p>
<p><u>(貸付事業等権利に関する報告)</u></p>	
<p><u>第 11 条 貸付事業等権利（金商法第 29 条の 2 第 1 項第 10 号に定める貸付事業等権利をいう。）に係る自己募集その他の取引等（金商法第 2 条第 8 項第 1 号から第 3 号、第 8 号に掲げる行為を除く。）を行う正会員及び電子募集会員は、貸付事業等権利に関する取扱状況について、所定の様式により半期ごとに取りまとめ、本協会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>2 本協会は、前項の報告内容を取りまとめ、その概要を公表することとする。</u></p>	
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第 12 条 第 2 条第 2 項（投資勧誘の基準）及び第 6 条の 2 第 1 項（暗号資産商品に係る訪問又は電話勧誘の禁止）、<u>第 10 条第 1 項（顧客カード及び確認記録等）</u>については、自己募集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第 34 条の 3 第 4 項（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。</p>	<p>第 11 条 第 2 条第 2 項（投資勧誘の基準）及び第 6 条の 2 第 1 項（暗号資産商品に係る訪問又は電話勧誘の禁止）については、<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等</u>に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第 34 条の 3 第 4 項（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施</p>	

新	旧
行する。 2 改正後の第 11 条は、令和 7 年 4 月 1 日以降 に生じる報告より適用する。	

「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」の一部改正について

令和6年10月31日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>5 私募の取扱い等 次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 私募の取扱い又は募集の取扱い(金商法第2条第8項第9号に規定する私募の取扱い又は募集の取扱いをいう。以下同じ。)</p> <p>3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第5号又は金商法第2条第6項第1号の行為により取得した事業型ファンドの売付け</p> <p>6・7 (現行どおり)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>5 私募の取扱い等 次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 私募の取扱い又は募集の取扱い(金商法第2条第8項第9号に規定する私募の取扱い又は募集の取扱いをいい、<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第3項に定める電子申込型電子募集取扱業務等を除く。</u>以下同じ。)</p> <p>3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第5号の行為により取得した事業型ファンドの売付け</p> <p>6・7 (省 略)</p>
<p>(契約の締結等)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>2 正会員は、前項各号の契約において、次の各号に掲げる事項が規定されていなければ、私募の取扱い等を行ってはならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 事業者による別表2に定める事項を記載した報告書(以下「<u>ファンド報告書</u>」という。)の対象期間(直前の基準日(当該報告書の作成の基準とした日をいう。以下同じ。)の翌日(当該報告書が初めて</p>	<p>(契約の締結等)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 正会員は、前項各号の契約において、次の各号に掲げる事項が規定されていなければ、私募の取扱い等を行ってはならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 事業者による各決算期(清算事務(出資契約又は出資対象事業の終了後に行われる顧客への分配に係る清算事務をいう。第9条において同じ。)に係る決算期を含む。第8条第1項第1号において</p>

新	旧
<p>作成するものである場合は、<u>出資対象事業を開始した日</u>から当該報告書の基準日までの期間をいい、対象期間は1年を超えてはならない。以下同じ。) 毎の作成 3～5 (現行どおり)</p> <p>3 正会員は、事業型ファンドの私募又は募集を行うに当たり、出資対象事業の全部又は主要な業務を委託等する場合には、あらかじめ、運営者との間で、次の事項を規定した契約を締結しなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 再委託 (2以上の段階にわたる委託を含む。) に係る契約に前項第4号に掲げる事項を規定すること。</p> <p>(私募の取扱い又は募集の取扱い等に係るモニタリング等)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 正会員は、次の各号に該当するときは、速やかに、事業者に対し調査を行い、又は改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。</p> <p>1 事業者がファンド報告書を交付しないとき。</p> <p>2 第1項の確認の結果、出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたとき。</p> <p>3 その他正会員が出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったとき。</p> <p>(私募又は募集に係るモニタリング等)</p> <p>第8条 正会員は、その私募又は募集により取得させた事業型ファンドについて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>同じ。) に係る別表2に定める事項を記載した報告書 (以下「ファンド報告書」という。) の作成</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>3 正会員は、事業型ファンドの私募又は募集を行うに当たり、出資対象事業の全部又は主要な業務を委託等する場合には、あらかじめ、運営者との間で、次の事項を規定した契約を締結しなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 再委託 (2以上の段階にわたる委託を含む。) に係る契約に前項第4号に掲げる事項を規定すること</p> <p>(私募の取扱い又は募集の取扱い等に係るモニタリング等)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 正会員は、次の各号に該当するときは、速やかに、事業者に対し調査を行い、又は改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。</p> <p>1 事業者がファンド報告書を交付しないとき</p> <p>2 第1項の確認の結果、出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたとき</p> <p>3 その他正会員が出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったとき</p> <p>(私募又は募集に係るモニタリング等)</p> <p>第8条 正会員は、その私募又は募集により取得させた事業型ファンドについて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>

新	旧
<p>1 各決算期に係るファンド報告書を作成し、顧客（対象除外顧客を除く。次項において同じ。）に対して、交付すること。</p> <p>2 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通知すること。</p>	<p>1 各決算期に係るファンド報告書を作成し、顧客（対象除外顧客を除く。次項において同じ。）に対して、交付すること</p> <p>2 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通知すること</p>
<p>（記録の作成、保存）</p> <p>第9条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、次の各号に掲げる記録を作成し、清算事務（<u>出資契約又は出資対象事業の終了後に行われる顧客への分配に係る清算事務をいう。</u>）が終了した日の属する<u>対象期間</u>の末日から3年間保存しなければならない。</p>	<p>（記録の作成、保存）</p> <p>第9条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、次の各号に掲げる記録を作成し、清算事務が終了した日の属する<u>決算期</u>の末日から3年間保存しなければならない。</p>
<p>1～4 （ 現行どおり ）</p>	<p>1～4 （ 省 略 ）</p>
<p style="text-align: center;"><u>別表</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>別表</u></p>
<p>（別表1）第3条に規定する適用除外となる事業型ファンド</p>	<p>（別表1）第3条に規定する適用除外となる事業型ファンド</p>
<p>1. 次の事業型ファンド</p> <p>①～④ （ 現行どおり ）</p> <p>⑤ <u>「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」の対象となる事業型ファンド（電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う正会員及び電子募集会員により委託を受けて取り扱うものを含む。）</u></p> <p>2. （ 現行どおり ）</p>	<p>1. 次の事業型ファンド</p> <p>①～④ （ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>2. （ 省 略 ）</p>
<p>（別表2）第4条第2項第2号に規定するファンド報告書の記載事項</p>	<p>（別表2）第4条第2項第2号に規定するファンド報告書の記載事項</p>
<p>1. <u>当該ファンド報告書の対象期間</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>2. <u>基準日時点における出資対象事業の動向</u> (対象期間以前の動向を含む。)</p> <p>3. <u>対象期間中</u>の出資対象事業の概況(運用状況の経過及び出資金の使途を含む。)</p> <p>4. <u>当該対象期間</u>に係る分配金及び償還金(中途解約を含む。以下同じ。)に関する次の事項</p> <p>① 当該<u>対象期間</u>に係る分配金及び償還金の有無</p> <p>② 当該<u>対象期間</u>に係る分配金及び償還金の金額</p> <p>③ 当該<u>対象期間</u>に係る一口当たりの分配金及び償還金の金額</p> <p>5. <u>基準日時点</u>における事業型ファンドの財務状況(貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。本表及び別表4の2において同じ。)又は貸借対照表、損益計算書等に記載される財務情報(総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営・財務指標など。)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>出資金及び運用財産の分別管理の状況</u> <u>基準日</u>における分別金の額及び分別管理の方法(金商業等府令第125条第2号に掲げる方法をいう。)</p> <p>8・9 (現行どおり)</p> <p>(別表3)第5条第1項に規定する審査事項</p> <p>1. 事業者・運営者共通</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>事業者又は運営者と正会員との間の利害関係の状況</u> <u>例えば、事業者又は運営者と正会員の利害関係により、顧客との利益相反を生じるおそれのある状況となっていないか。また、利益相反のおそれがある場合、当該利</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>1. <u>決算期中</u>の出資対象事業の概況(運用状況の経過及び出資金の使途を含む。)</p> <p>2. <u>当該決算期</u>に係る分配金及び償還金(中途解約を含む。以下同じ。)に関する次の事項</p> <p>① 当該<u>決算期</u>に係る分配金及び償還金の有無</p> <p>② 当該<u>決算期</u>に係る分配金及び償還金の金額</p> <p>③ 当該<u>決算期</u>に係る一口当たりの分配金及び償還金の金額</p> <p>3. <u>決算期間末時点</u>における事業型ファンドの財務状況(貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。本表及び別表4の2において同じ。)又は貸借対照表、損益計算書等に記載される財務情報(総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営・財務指標など。)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>5. <u>出資金及び運用財産の分別管理の状況</u> <u>決算期末日</u>における分別金の額及び分別管理の方法(金商業等府令第125条第2号に掲げる方法をいう。)</p> <p>6・7 (省 略)</p> <p>(別表3)第5条第1項に規定する審査事項</p> <p>1. 事業者・運営者共通</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p><u>益相反の管理が適切に行われる体制となっているか。</u></p> <p>(7) その他正会員が必要と認める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>貸付事業等権利においては、事業者又は運営者と当該事業者が貸付事業等において金銭を貸付け又は貸付債権を取得する相手方との利害関係の状況</u> <p>(別表5)第7条第1項に規定するモニタリング事項</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3. その他正会員が必要と認める事項</p> <p>(注) <u>清算事務が終了した日の属する対象期間</u>においては、<u>清算事務の概況及び「1. 分別管理の状況」</u>などを確認する</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）附則第1条本文に定める施行の日から施行し、同日以後に正会員が開始した私募の取扱い等から適用する。</p>	<p>(7) その他正会員が必要と認める事項</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(別表5)第7条第1項に規定するモニタリング事項</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3. その他正会員が必要と認める事項</p> <p>(注) <u>清算事務に係る決算期</u>においては、<u>清算事務の概況及び「1. 分別管理の状況」</u>などを確認する</p>

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

令和6年10月31日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(反社会的勢力でない旨の確約) 第5条 (現行どおり) <u>2 第1項の規定は、正会員及び電子募集 会員が、顧客の締結する金融商品取引法 第2条第2項の規定により、有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利に係る 取引契約書又は取引約款等において、反 社会的勢力でない旨を表明又は確約した ことを確認したときには、適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改 正する法律（令和5年11月29日法律第79 号）附則第1条本文に定める施行の日から施 行する。</p>	<p>(反社会的勢力でない旨の確約) 第5条 (省 略) (新 設)</p>

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

令和6年10月31日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第5条 定款第15条に規定する正会員及び電子募集会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1～27 (現行どおり)</p> <p>28 <u>金商法第29条の2第1項第10号、金商業等府令第7条第4号から第6号まで、第8号及び第9号、第9号の3</u>に掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>29～32 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年11月29日法律第79号)附則第1条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第5条 定款第15条に規定する正会員及び電子募集会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1～27 (省 略)</p> <p>28 金商業等府令第7条第4号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>29～32 (省 略)</p>